

横植協会 02-22号

令和2年10月9日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第22号を送信します。

【イスラエル産ハス種アボカドの条件付き輸入解禁について】

イスラエル産アボカド生果実は、我が国の農業に重大な影響を及ぼすチチュウカイミバエの寄主植物であることから、我が国への輸入が禁止されていましたが、令和2年10月8日付けで植物防疫法の一部改正があり、「イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種アボカドの生果実（成熟したものを除く）」が、条件付き（以下の農林水産大臣定める基準に適合しているもの）により、令和2年10月8日付けで我が国への輸入が解禁されましたのでお知らせします。

農林水産大臣が定める主な基準は以下のとおりです。詳細は別添をご覧ください。

- ・イスラエル植物防疫機関が指定した指定園地で生産されたハス種アボカド生果実（成熟したものを除く）
- ・船積貨物又は航空貨物として輸入
- ・イスラエル植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付されされたもの
- ・イスラエル植物防疫機関が指定した検疫有害動植物についての汚染防止措置が講じられたこん包施設でこん包
- ・イスラエル植物防疫機関がによる封印
- ・輸出植物検疫が終了及び仕向け地が日本である旨の表示

以上

○農林水産省告示第九百二十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十二の規定に基づき、イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

令和二年十月八日

農林水産大臣 野上浩太郎

一 植物

イスラエル植物防疫機関が病害虫防除が行われるものとして指定したイスラエルの生産園地（以下「指定生産園地」という。）で生産されたハス種のアボカドの生果実（成熟したものを除く。以下同じ。）であること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) イスラエル植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨の記載がされているイスラエル植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付されたものであること。

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ 指定生産園地で生産されたものであること。

ウ 五のこん包施設でこん包されたものであること。

四 植物防疫官による確認

三の(一)の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。

五 こん包施設

こん包施設は、イスラエル植物防疫機関が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じられているものとして指定した施設であること。

六 封印

各こん包又は束ねたこん包には、イスラエル植物防疫機関による封印がなされていること。

七 表示

三の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

(参考1)

ハス種のアボカドの生果実



果実： 重さは200～350グラム程度。濃厚な食味。

特徴： 表皮は緑色で非常に厚く硬いが、成熟する前に果皮が赤味又は紫味を帯びた色に変化することが知られている。

生産： メキシコ、インドネシア、ドミニカ共和国等の気候が温暖な地域での栽培が多い。

日本では、四国、九州、沖縄で生産されているが、生産量はごくわずかとされている。

(参考2)

チチュウカイミバエについて

英名 : Mediterranean Fruit Fly

学名 : *Ceratitis capitata* Wiedemann

かんきつ類、さくらんぼ、りんご等の生果実の大害虫として知られている。幼虫が果実内部を食害すると腐敗・落果し、ひどい場合には収穫皆無となる。

【発生地域】

中南米、ヨーロッパ、アフリカ、オーストラリア、ハワイ等

【主な寄主植物】

かんきつ類、さくらんぼ、もも、りんご、なし、ぶどう、パイナップル、マンゴウ、ウリ類、なす、アボカド等

